

滋賀県立草津S O H O ビジネスオフィス指定管理者審査基準

審査基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	配点 小計	確認する書類
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること	公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広く県民に入居の機会が与えられているか</li> <li>・入居者の選定にあたっては公平性が確保されているか</li> </ul>	10	10
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的を理解しているか</li> <li>・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか</li> </ul>	5	・事業計画書 (基本方針等)
	施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性 であること (第2号関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援事業は適切か</li> <li>・積極的かつ効果的な自主事業の提案等、利用料金増収に向けた取組があるか</li> <li>・退居企業の県内定着に向けた取組</li> <li>・地域、関係機関等との連携が図られているか</li> <li>・施設の広報に対する取組は適切か</li> </ul>	5	・事業計画書 (基本方針等) (事業等の実施計画) (利用料金に関する考え方) (管理運営体制) (その他)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の満足度および利便性保持のための取組内容は適切か</li> <li>・利用料金の設定は適切か</li> <li>・入居者の意見や苦情等の把握は適切か</li> <li>・募集要項に示した内容への提案は適切か</li> </ul>	5	・収支計画書
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・求めている実施水準が事業計画書で提案されているか</li> <li>・施設管理、安全管理は適切か</li> <li>・外部委託がある場合、それは適切であるか</li> </ul>	5	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者（インキュベーションマネージャー）を従事させインキュベーション施設の運営に関して専門的技術を確保できているか。</li> <li>・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか</li> <li>・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか</li> <li>・現入居者に対する支援が充実した提案となっているか</li> </ul>	15	
	施設の維持管理の内容、適確性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか</li> <li>・事業内容に対して提案額は妥当なものか</li> <li>・管理経費の縮減が図られているか</li> </ul>	15	・事業計画書 (事業等の実施計画)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか</li> <li>・収支計画の実現可能性はあるか</li> </ul>	5	・収支計画書
			5	
2 事業計画の内容が、ビジネスオフィスの管理に係る経費の縮減が図られるものであること (第3号関係)	施設の管理運営に係る経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか</li> <li>・収支計画の実現可能性はあるか</li> </ul>	25	・事業計画書 (事業等の実施計画)
			5	・収支計画書
	収支計画の内容、適確性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人等の財務状況は良好か</li> <li>・職員体制は十分か</li> <li>・職員の指導育成、研修体制は十分か</li> <li>・職員採用、確保の方策は適切か</li> </ul>	5	・事業計画書 (基本方針等) (事業等の実施計画) (利用料金に関する考え方) (管理運営体制) (その他)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似事業（中小企業の創業支援等）を行った実績はあるか</li> <li>・個人情報の保護が図られているか</li> <li>・情報公開への対応は適切か</li> <li>・環境への配慮がなされているか</li> </ul>	5	・収支計画書
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。また、人権等に配慮した施設運営が可能か</li> <li>・防災、防犯その他の緊急時への対応、体制は適切か</li> </ul>	5	・財務諸表 ・団体概要書
			5	
			5	
			5	
			5	
			5	
3 事業計画の内容が、ビジネスオフィスの管理に係る経費の縮減が図られるものであること (第3号関係)	安定的な運営が可能となる経済的基盤 安定的な運営が可能となる人的能力 類似事業（中小企業の創業支援を含む）の運営実績 関係法令遵守の為の方針および能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul>	20	・事業計画書 (基本方針等) (事業等の実施計画) (利用料金に関する考え方) (管理運営体制) (その他)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。</li> </ul>	0.5	・収支計画書
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。</li> <li>2 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。</li> <li>3 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。</li> <li>4 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ol> </li> </ul>	0.5	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul>	0.5	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 國際標準化機構が定めた規格I S O14001に適合している旨の認証</li> <li>2 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録</li> <li>3 特定非営利活動法人K E S環境機構の実施するK E S・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</li> <li>4 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</li> </ol> </li> </ul>	0.5	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
			0.5	1については、審査登録機関の証明書の写しを、1以外については、その認証証・登録証の写し
			0.5	
			0.5	
			0.5	
			0.5	
合計			100	

審査基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。